

朝鮮の教育制度略史

朝鮮總督府學務局

## 朝鮮の教育制度略史

### 目 次

- 一 高麗の教育制度 ..... 二五
- 二 李朝の教育制度 ..... 二七
- 三 甲午年以後の學制 ..... 一頁

# 朝鮮の教育制度略史

文學博士 高 橋 寧 述

## 一、高麗の教育制度

朝鮮の教育制度は極めて簡単にして又單調高麗より李朝を通じて少しも變化の連続で發達の迹を認めない。教育の普及と發達を教育制度の改善に由りて達成せやうと云ふ考は未だ曾て朝鮮の政治家に起らなかつた。稀れに民間の學者に學制新案を立つる者があつたが終に朝廷の政策に實現せられなかつた。朝鮮は新羅の昔より支那尚文の俗尚に倣つて文を尊び武を貶み從て學者文章家を尊敬し學者文章家ならびに行政官たる能にすと定めたが其の學者文章家を造る教育制度其物に付ては何等改善の考案が費された事がない。終に高麗朝の初(西紀九二〇年)から李太王の甲午年(西紀一八九四年我が明治二十七年)まで一千年の間我が國平安朝時代の學制を其の儘保存して來たのは頗る驚異に倣する。

されば朝鮮の教育制度は格別之を詳述するの價值なし。今唯だ其の大畧を概説する。彼の新羅、高句麗、百濟三國鼎立した時代は文獻乏しく之を討するに由なし。新羅時代に至りて都慶州に國學即太學があつたが地方に如何なる學校があつたか詳かでない。高麗太祖王建が後三國を統一して開城に奠都するに及びて文教に意を用ひ其の十三年に國都及慶州と平壤に學校を創め之を三京學と稱した併し格別大學、州學等の

資格を定めた譯ではない。成宗に至り諸州郡縣をして優秀なる良家の子弟を選抜して開城に詣りて業を習はしめた。然るに彼等留學の子弟が郷里を思ひて勉學怠るの弊に堪へずとありて其の六年に至りて希望者は詔して歸郷せしめ尙留らんと欲する者は留るを許し代かるに經學博士一名醫學博士一名を楊州、海州、廣州、忠州、清州、公州、晋州、尙州、全州、經州、昇州、黃州の十二牧に配宣して管内巡廵教師となし鄉曲に於ける學生の勉學を勵まし其の質義請益に應せしめた。十一年に至りて大に學校を興すべきの教旨を降して地方有司をして盛に庠序鄉學を起さしめた。同年同時に國子監を創めた。是等十二私立學校は國子監太學登龍門の修業所である。文宗は崇文の主である屢々訓誥を發して國學の諸生を勵勉した。文宗朝に於て太師崔沖の建てた九齋と始めとして十二名の文臣が私立學校を創めて生徒を集めて教授するに至つたのは高麗教育史上重大時期を劃するものである。高麗人は之を十二徒と稱した。是等十二私立學校は國子監太學を立て、其の便業各私立學校に割據して我が門下より多く友第生を出さるに私立學校が朋黨の源泉となり十二私學を経なければ太學に行かれる制度となし又仁宗十一年には十二徒の生徒にして轉學して師を更へたものは太學の監試に應する權利を獲得した。是に至りて文臣立派の聲名を牢乎たり。睿宗四年に至りて國學に易、書、詩、周禮、戴禮、春秋と武學の七科を專攻する爲に七齋を立いた。齋は教場の意義に解すべきである。

高麗の國學に於て文武兩部を併置せるは李朝學問と異る所であるが仁宗十一年に至りて以武部を切除して文學部だけとした。睿宗の十四年に至りて始めて國學に養賢庫を置いて學生給與の資糧となし儒學生六十八人武學生十七人を定員とした。是に至りて太學の經理の基礎が立つたのである。

仁宗に至りて學式を詳定して國子監に大學、四門、三學の三部を分ち官位に由りて門地を上中下に區別し上位の子弟は大學生中位の子弟は四門學生下位の子弟三學生に編入した。

三部學に各博士助教を置き經て分ちて教授し學生は一經を修業せざれば他經に移ることを許されない。周易、尚書、周禮、禮記、毛詩、春秋、左氏、公羊、穀梁を以て各一經となし孝經、論語は必ず兼通せしむる。先づ孝經、論語から始めて修業一年を限り尚書、公羊、穀梁に各二年半を限り、周易、毛詩、周禮、儀禮は各三年を限り、禮記、左傳は各三年を限りとする。端生に外に時務策を學び又書を習ひ國語、爾雅等が修む。三部學の定員各三百名と傳へられて居るが總て各百人合計三百人の額であらう。高麗朝太學々生總數三百名を越過したることは現に見ゆず二百名が頂上である。

加之ならば學校啓選を極めた李朝に至りても太學々生の定員三百名と規定してある。仁宗朝太學式目には大體唐制に模倣して我朝大寶令の學制とも類似して居る。さり乍ら太學三部學制は實行を見たか何故か史上に四門學生、三學生云々の詔を見ず専ら國子學生と稱するに由て恐らく最繁榮の部學制度の實施は未く續かなかつたかと想像される。李朝に至りて全然是の區別の存在しないのも一つの證據である。國學には正

科の外に律學、書學、算學の學生があつて門地低き子弟が入學した事も我が平安朝と同様である。仁宗五年に諸州に詔して學校を立てしめたる是に至りて高麗學制は完備を見たのである。即地方には各州に鄉校あり京師及平壤慶州には京學あり。

其の上級學校として京師に十二徒の私立學校あり。鄉京二學は考試の上學生を十二徒に送り。十二徒は亦考試の上合格者を國學に陞せり。國學に在りて業成るに及びて適當の時期に國學之を試験して合格者を禮部に貢舉して科學に應せしむるのである。實に是制度は獨り高麗の學制の完備なるのみならず亦李朝を通觀して朝鮮學制の完備であつて是れ以上の教育制度は未だ曾て施行せられなかつた。

制度の定まると共に異學の禁る嚴にして其の九年諸生の老莊の學を治むるを禁した。是禁は國末儒學の盛なるに從て愈々勵行せられたる見るべければ高麗學人の漢學知識の儒學に限られたことは察することが出来る。

此頃の國學の學生達が研學に不熱心であつたことは仁宗の十五年に門下省の奉事の中に國學六音の諸生が課程通りに所定の大小經を執りて講堂に出て、博士、學論の講を受ける者毎日五人に過ぎず其の質問の如きも每人僅に三間に過ぎずあるに徴するを得る。蓋し當時高麗は國を擧げて佛法を信奉し伽藍の壯大なること僧侶の員數の夥多にして又人才を集めしとは到底大學の比ではない。太學生は専ら應科及第の爲に籍を學齋に置くものである。太學の振はざるも當然である。毅宗に至り歷代尊文貶武の弊害して武臣等は文

臣の凌辱に耐へず遂に其の二十四年に將軍鄭仲夫一呼して武臣を計合し文聖及び王を倒し政房を樹て、政事決を幕府に仰ぐこと高宗朝四十五年に崔暉を誅して政權王に復るまで約九十年。武臣政を乗る中佛教中の韓宗一派は特別なる庇護を受け、教勢俄に旺盛を加へたが文教の方面は頗る荒涼として士流の向學心亦衰退するに至つた。既にして旗を浦臺廣漠の野に樹て、潤の決するか如く肅然として南下せる蒙古人の壓迫漸く加るに及びて戎馬に正しく高宗十九年將軍崔暉王を脅して江華島に遷つし、北半の境域蒙古の占領に委し建国以來三百年の國都開城の文化美術工藝盡く胡人の破壞蹂躪に歸した。遷都後舊臣上

教の事何人の手に歸したか。事は李賢質の縫緝集に詳見する。忠宣王掌て高麗の文教に就き益精と問答せられた。

又問臣曰。我國古稱之文物皆於中華之學者皆從二辟子以習章句。是宜屢蟲采列之徒寃繁而經明行修之士絕少也。此其故何耶。

臣對曰。昔我太祖經略草昧日不暇給。

而首興三學校二作成三材材。一幸至西都。遂命秀才延頸爲博士。教授六部生徒。陽子縲帛以勵之。領庫穀以養之。則可見其用心之切矣。光廟之後益修文教。內崇國學。外列鄉校。里庠黨序。殊無相間。師儒弟子漁農商賈連茹而莫征草創而潤色。可謂文物全於中華。蓋非過論也。不幸毅王季年。武人變起。

所忽<sup>ニ</sup>薰蕕同臭主石俱焚<sup>ニ</sup>其脫<sup>ニ</sup>身虎口<sup>ニ</sup>者並逃<sup>ニ</sup>窮山<sup>ニ</sup>蛻<sup>ニ</sup>冠帶<sup>ニ</sup>而蒙<sup>ニ</sup>伽梨<sup>ニ</sup>以終<sup>ニ</sup>餘年<sup>ニ</sup>若<sup>ニ</sup>神駿悟生之流<sup>ニ</sup>是也。其後國家稍復<sup>ニ</sup>用文之理<sup>ニ</sup>士子雖<sup>ニ</sup>有<sup>ニ</sup>願學之志<sup>ニ</sup>顧無<sup>ニ</sup>所<sup>ニ</sup>從<sup>ニ</sup>而學<sup>ニ</sup>焉。未免要<sup>ニ</sup>足遠尋<sup>ニ</sup>蒙<sup>ニ</sup>伽梨<sup>ニ</sup>而避<sup>ニ</sup>窮山<sup>ニ</sup>者<sup>ニ</sup>以請<sup>ニ</sup>之<sup>ニ</sup>故神駿有<sup>ニ</sup>送<sup>ニ</sup>其學者應<sup>ニ</sup>舉京師<sup>ニ</sup>詳云<sup>ニ</sup>信陵公子統<sup>ニ</sup>精兵遠赴<sup>ニ</sup>邯鄲<sup>ニ</sup>立<sup>ニ</sup>大名<sup>ニ</sup>天下英雄皆往從<sup>ニ</sup>可<sup>レ</sup>憐<sup>ニ</sup>拂<sup>ニ</sup>涕<sup>ニ</sup>志<sup>ニ</sup>懷<sup>ニ</sup>纏<sup>ニ</sup>此其證也。故臣謂學者從<sup>ニ</sup>釋子<sup>ニ</sup>習<sup>ニ</sup>章句<sup>ニ</sup>其源蓋始<sup>ニ</sup>于此<sup>ニ</sup>今殿下或能廣<sup>ニ</sup>學校<sup>ニ</sup>謹<sup>ニ</sup>庠序<sup>ニ</sup>尊<sup>ニ</sup>六藝<sup>ニ</sup>明<sup>ニ</sup>五教<sup>ニ</sup>以開<sup>ニ</sup>先王之道<sup>ニ</sup>孰有<sup>ニ</sup>昔<sup>ニ</sup>眞儒<sup>ニ</sup>而從<sup>ニ</sup>釋子<sup>ニ</sup>捨<sup>ニ</sup>實學<sup>ニ</sup>而習<sup>ニ</sup>章句<sup>ニ</sup>者哉<sup>ニ</sup>將見<sup>ニ</sup>雕蟲篆刻之徒盡爲<sup>ニ</sup>經明行修之士<sup>ニ</sup>矣。卿陵曰卿之言爲<sup>ニ</sup>然。

益齋の答は能く武臣跋扈以來の文教の廢頽<sup>ニ</sup>文教の権儒者學者の手を離れて僧侶の手に移つたこと<sup>ニ</sup>を詳説して居る。是間の事情は全然吾朝室町時代京都の五山の我國文教に於ける<sup>ニ</sup>相契合する。國亂<sup>ニ</sup>社會の秩序破壊せられては文教の継命は安全地帯に依託するの外はない。是に於てか開城國學荒れて草離々たり忠烈王朝の儒臣安珦の詩に曰く<sup>ニ</sup>

香燈處々皆禪佛<sup>ニ</sup>蒲等家々盡祀神<sup>ニ</sup>  
獨有數間夫子廟<sup>ニ</sup>滿庭春草寂無人<sup>ニ</sup>

安珦は高麗太學中興の功勞者である。慶尚北道順興吏人の家に生れたが研學の志篤く夙に學名あり四十八歳(忠烈王十五年)燕都に於て新刊朱子の書を得て孔孟傳心の正學<sup>ニ</sup>なし是に據りて高麗の學運を一振せんこ決心し忠烈王三十年宰相たるや建議して國學を再興し養賢庫の資を俗照にせんこし率先して俸錢を寄

附し奴婢各百口を納めた。王も亦其の議に賛して内帑金を賜ひ文武官各分に應じて捐助し茲年六月に至り國學<sup>ニ</sup>大成殿竣工す。爾後儒學大に振る太學之に従つて盛<sup>ニ</sup>なり反りて國初を観するに至り一經に兩教授を置き又廣く講義を公開して從來學を禁せる宦官、軍士、士品以下の下官及布衣の諸生員の聽講を許した。併し當時文臣中に能く史記漢書を讀む者なし已むを得ず故郎中金成の子の僧侶となりて泗州に居る者を聘して講師とした。太學の名稱を成功館<sup>ニ</sup>改めたのも恐らく忠烈王の朝たるべく思はれる。

されども前述十二徒の私立學校<sup>ニ</sup>依然として存續し各勢を張りて我が門より數多き秀才を出して科學に及第せしめて私黨の羽翼を張るの機会<sup>ニ</sup>なされた<sup>ニ</sup>する。應科の資格は太學在學を原則<sup>ニ</sup>すれども十二徒諸生の爲にも太學で有<sup>ニ</sup>べき國子監試即進士試を設くることもあり。嚴密に言はば十二徒存する限り官學は完全に教學の權威なることが出來ない<sup>ニ</sup>のである。泰誠王三年に至りて初めて十二徒私學を認めたのは私學をして其の傳習的威權を継ぐに<sup>ニ</sup>する能はざらしめ<sup>ニ</sup>國家學制統一の完成<sup>ニ</sup>想做<sup>ニ</sup>することが出来る。斯くて太學教授博士に其人を得て儒學即宋學の興隆<sup>ニ</sup>相俟つて太學監連を迎へ高麗の滅亡には關係なく直ちに李朝に繼承して國家最高學府<sup>ニ</sup>して機能を發揮した。

## 二、李朝の教育制度

李朝太祖李成桂は即位同時に文臣の說を納めて大に文教を興すを以て國策<sup>ニ</sup>定め元年に諸道按察使に訓令を發して郡守縣院等の管内學校<sup>ニ</sup>の興廢を以て其の成績考課の要件の一<sup>ニ</sup>なさしめた。是に於てか濟州島の

果てまでも郷校を創立し聲教遠く南北東西に遍歴し成均道慶源甲山に至るまで皆學校を建立し士を整ひて經書を教授した。六年に京城の現位地に成均館の建築を始め七年に至りて落成し成均館は侍生教誨の任を掌ること規定せられた。定宗は京城の中、東、西、南、北部の五部に各一校づつ所謂五學を置いたが太宗十一年に至りて北部學堂を廢して四學となした。斯くて地方に郷校あり京節に四學より其上に成均館あり郷校は今所謂公立で四學成均館は官立である。四學は高麗時代の十二社私學同等の位地資格を有する。想做すことが出来る。成均館は生員、進士各百名を定員となし四學は一校百名を定員となし郷校は府、大郡府牧即大郡には九十名、中郡には七十名、小郡には五十名、縣には三十名を以て生徒を定員とし各東西兩齊寄宿舎を置き學田を置きて儒生の供養不足をもしめた。

以上が即李朝學制の完備であつて五百年を通じて是以外に學制改正に就いて意見を立てし者極めて稀である。況る其の實施に於てをなす。貞宗朝の進士で大明滅以後爲に節を守りて仕へず全羅道扶安の山谷に隠居して身を絶れる音溪柳聲遠の著に有名なる音溪隨筆がある。朝鮮に於ける政治經濟の書としてには周邊に推す。其の中に學制に関する新案がある恐らく朝鮮人の學制案中最優秀なものであらう。音溪案の學校系統は左の如くである。

太學  
中學(四學)  
坊庠(京城)  
禁學(邑學)  
鄉庠(地方)

即京城に在りては太學の外に中學と四學とを官立し坊庠即私立の寺小屋に在りて毎小訓話を習へる兒童は相當の年齢と學業程度に達すれば四學に附り四學に在りて受學數年にして中學に進み中學に在ること一年にして太學に進むこととする。地方に在りては郡邑に邑學を置きて鄉庠成業生を入學せしめ各道縣所在地に營學を置きて鄉庠成業生を收容し營學より直ちに太學に連絡する。四學、邑學の入學年齢は十五歳以上とする。其までは坊庠、鄉庠に在りて素讀訓話を學ぶのである。

後條更に詳述するが朝鮮の人才登用法は全然支那の科舉法を襲ひて子、卯、午、酉の支に當る年を式年と稱して全國に監試を行ひて生員と進士とを取り更に大科を設けて高級文官を取る。監試に及第せる生員進士は成均館に入籍して更に經學文藝を錦り膺賞の時に大科に應する。然るに世級降るに従て科場廢敗して大科及第は政權を握れる黨派の世家の子弟の占断する所に歸じ每場幾千の才人怨を呑む。

されば科舉は人材登用の法にあらずして人材察舉の制度である。音溪は夙に科舉の弊を洞察して科舉以外に眞才舉用の途を開かんと欲し是の學制を草案して俊秀學生に科舉に従事せしめ直に選ばれて文官見習に補せらるゝこととなさんとしたのである。古來朝鮮の學者にして科舉の弊を諭せる者極めて多いが音溪の如きは其の最も穩健なる説を立てた一人である。

即京城の四學、地方の邑學には毎年春秋二期に、京城では中學校長、地方では長官が學校に臨みて教官と共に諸生を講試し三年に一回即毎式年秋に卒業講試を施行し劣等生には黜學を命し成績優良にして褒むて

徳行備はる者は薦めて、京城に在りては中學、地方に在りては禁學に陞せ進む。中學、禁學に進める翌年秋校長、地方長官は學校に臨みて教官と共に諸生の道義德行を考査して其の優良なる者は之を太學に陞らしむ。未だ優等ならざるものは尙留ありて繼續研學せしむ。

毎年秋大學長は學生の徳行道義を嚴密に致査して其の成績優秀なる者は論薦して朝廷に推薦し未だ學業成就せざる者は留充りて研鑽を繼續せしむ。太學の薦學生は大臣公卿侍坐する君王前で講經して旨に協へば進士の稱號を許されて進士院に列せられて半は講學し半は事務を督じ一年にして其の才分に應じて秩祿を定めて本官に任せらる。

斯くて儒漢の學制案に據れば十五歳に四學、若くは邑學に入學し三年にして中學若くは禁學に進み一年にして太學に陞され太學に在ること一年にして進士に選せられ翌年本官に進む前後正式に學校に學ぶこと五年に過ぎず年齢僅かに二十歳を出でない。儒漢は李朝人の學業の分量と古今の事歴に照して是を以て最適當と考へたのである而して是制度に由りて得らるゝ人才の法が科學に由るよりも確に優等なることを得べしと信したのである。儒漢の學制案は稍や高麗の制度に類して十二徒私學の代に中學、禁學を置きし所に一段の進歩を認める。李朝實施學制よりは大に勝れたるは疑を容れぬ。されども終に實行せらるゝに至らなかつた。

學校職員は成功館は姑く置き四學には教授二名從六品、訓導二名正九品をおき後英宗に至り各一名に減員

した。而して郡校には大郡は教授一名從六品、訓導一名正九品、小郡は訓導一名正九品となす後英宗に至り全部罷革した。英宗頃は各郡の郡校は只だ文廟の祭祀を行ふのみで實際教授は廢せらるゝこと既に久しかつたのである。兎に角李朝國初に在りては士人の子弟は八九歳にして書を袂みて書堂に通ひ七八年間手に文より小學、四書の素讀を習ひて郡校に進み數年勉學して進士生員の試験に應し更に成功館に入りて文科に應するを廻例したのである。総合的に考ふれば朝鮮の學制は郡校より太學まで畢竟是科舉應試の準備教育なるに外ならない。從て科學の大要を知らなければ教育機關の性質も解するに苦む、のである。因りて此に大略朝鮮の科學を述べんとする。

朝鮮の各級制度は支那に模し小中華などを以て號りこしたから新羅の昔に於て既に唐に留學して所謂賓友科に及第して名を榮榜に列する者長慶(唐の穆宗)の初年の金雲卿なる者より羅本の文學崔致遠等に至るまで前後八十九人の多さに上つた。されば既に新羅朝の元聖王四年に唐制を斟みて讀書出身科を設けた。されども初は制度詳に定まらず必ずしも此を以て官吏出身の途とも限つた譯ではなかつた。高麗の國を建るに至りても光宗王が建莫の建議を納るゝまでは科學の制度が國典となるに至らなかつた。

支那後周の人韓勗なる者高麗に來りて光宗に仕へ爲に具さに支那科學取士の制を述べて之を高麗に行はんことを延言し主之を納れて遂に其の九年に第一回正式科學を設けた。是時の科學は大體唐代の科制に倣つたこと我が平安朝時代の科學と同しいが併し今日傳はる文献に據ると次の諸點に於て唐制と異なる所があ

つた。一、唐代の科舉は秀才、明經、進士、明法、明字、明算の六目であるが高麗科舉は進士、明經、諸  
トの三科の士を取つた。但し後唐宗頃には外に律、書、算の三科を加へた。唐制の秀才、進士二科合して  
進士科となしたものと思われる。

進士科及第者に直ちに任官の資格を與へたか或は更に文科本試験に應じて及第して初めて官吏登用の資格  
を得るかと光宗より景宗までには高麗史には唯だ進士を取り某々等に及第を賜ふとするのみである。成宗二  
年に至りて始めて覆試を設けて進士に更に覆試を行ひて文官試験及第となした様である。但し其の後に至  
りても唯だ進士試だけを行ふて及第を賜ふたところも屢々ある。

併し德宗に至りて始まつた國子監試に由りて觀る事高麗の科舉も原則は進士の試に及第した者に更に覆試  
を行ひて文科及第としたものである。二、唐の科制には初から太學貢士と鄉貢士との二種の貢士があつたが  
高麗科制は其の最初には未だ太學が設立せられなかつたから大凡讀書者の自信ある者が應試して固より此  
の區別はなかつた。成宗十一年國子監太學を起し德宗に至りて初めて國子監試を設け賦及び六韻十韻詩を  
以て試し合格者を進士となし進士は更に禮部の文科試を受けて任官資格を與へまる。國子監試は又成均試  
南省試とも稱して元は太學生徒の爲に設くるを主としたものと思はれ成宗二年には國子監在學滿三年を以  
て度量資格と規定した。是に於てか士人應科の途明かに二種となり唐制の太學貢士鄉貢士其軋を一にす  
るに至つた。其一は各地鄉校より上りて太學に入學し滿三年にして國子監試に應じ進士となり更に禮部試

に應する者、其二は太學を歷すして直に進士試に應じて合格し更に進みて禮部の試に應する者である。成  
宗元年に至りて陞仙試なる一科を置いて試賦經義を以て士を取つた。此は太學入學試験の意味で本來は十  
二科私學に於て行つたものを頗く公開したものと想像せられる。而して此試に合格した者は太學に入學す  
ると否とに拘らず生員の稱號を與へられたと想はれる。李朝に至りては陞仙試に合格せる者は生員、  
進士試の初試合格と同等に視做して直に生員、進士試の覆試に應するを許した。

李朝の科舉は大體高麗の科制に準して行はれたが其の記載の全目に傳するもの豈富なく爲状況を詳悉する  
ことか出来る。又李朝の科舉に依りて高麗科舉を最も並列するを得ては幸である。

李朝の科舉も文科の外に武科もあり又雜科と稱して漫語、蒙古語、倭語、女眞語の音官試、長升、陰陽科、  
法律科及び吏胥科もあつたか何れも士試の輕する所で又學制とは關係がないから今は略す。

李朝の科舉も鄉貢士と館貢士の二途を聞き而かも成均館に於て之を統一する原則は高麗と變りはない。太  
祖元年に科舉法を制定した。館貢士は成均館生が相當年齢在館（學年二年置位なるべし）して經史に署通  
し文章が人格したものには館長が試験を施して其の合格者を以て文科の初場に合格せる者となし、館曹に  
報告し館曹に於て中場終場に應せしも。

鄉貢士は鄉生が或は地方の鄉校或は私學に在りて勉強し暮に渠成るに及びて地方長官之に鄉試を廻し候等  
者を擇んで成均館に送り館長に次長に四書五經と通鑑を以て試験し経に通し見理精しき者を擢て館貢士

と同しく尙書に報告して中場終場に應せしむる。

禮曹試の中場は表章古賦を以て試み終場は策問を以て試みる。入格者三十三人を取りて尙書に送りて官吏登用資格者となし才に應じて官職を授くる。

太祖元年の科制は文科だけの規定で進士、生員科には及びて居らないが翌年に生員試を行ひ定宗元年に生員進士の科を行つて居るのを以て觀れば國初以來高麗科制同様生員進士科も文科と並んで設立したのである。生員進士試に及第した者は成功館に入宿資格を與ふるを原則とするに經國大典に由りて推定するこことが出来る。

高麗宣宗以来科舉は式年毎に定期に行ふことなしす、卯、午、年、酉、年を式年と定めた併し式年制は是年には必ず科舉を行ふ意味であつて他の年には科舉を行はぬと云ふ意味には留ることが出来ない。何となれば太學生が大體二年在學してから文科に應ずるものとして考へると今まで毎年新入學生があつたに三年間科舉を行はねどり或者は學力如何に優秀でも次式年を得て五年間在學しなればならぬことになる。又其れにも構はず式年制を固執する。太學定員三百名乃至三百名(李朝二百名、高麗三百名)の内三年かかりて科舉合格者數十名だけしか太學を出ず其の外は全部太學に殘る而して式年に又生員進士が入學する。斯くて太學に人材養成の名ありて實なく又在學生も式年にならぬと眞面目に勉強せず徒らに時政の得失を横議して日を送ることとなる。從て科舉と太學とを結着けて太學卒業者より重に科舉合格者を取るを

本體とするこことすれば式年制の固執は不必要で又不可能である。されば高麗でも李朝でも式年は式年とし別に毎年或は一年數回科舉を行つて來た。

李朝の種々の制度法律が成宗十六年文化が爛熟したる時期に當りて編成された經國大典に依りて制定を見たる如く科舉も其の卷三禮典に於て周密に確定的に規定せられた。科舉は式年毎に必ず設行すること、定め文科と生員進士科と共に有す、文科、生員科何れも初試、尋試、殿試と三回に分ち文科初試は前年の秋成均館及京城並に京畿、忠清、全羅、慶尚、江原、平安、黃海、永安の各道に於て之を行ひ成功補試を館試、京城試を漢城試、地方試を鄉試と稱す。文科初試の合格者數は館試は生員進士の資格を有して在籍三百日以上なる者より五十人、漢城試は四十人、鄉試は京畿二十人、忠清、全羅各二十五人、慶尚三十人、江原、平安各十五人、黃海、永安各十人を取る合計二百四十人。文科初試は初、中、終の三場に分ち初場には四書經義一篇、論一篇、中場には賦一編表達の中一篇、終場には對策一篇を課す。三場合格者以降、式年春初京城に集めて覆試を行ふ、覆試には初場を省き、中場終場を課し製述の種類は初試と同様で覆試に在りては合格者三十三名を取る。之を甲、乙、丙、科三等に分ち甲三人乙七人丙三十三人とする。此規定に依れば覆試合格者は全部殿試に合格する様であるが實際は三十三名以下で三十三名は最大限を示したものであるまいかと思はる。尤も三十三名の及第者を出した殿試も頗る多い。

文科には製述の外に明經科があるが主として經書の詣誦を課するが爲才力ある人士は之に應するを嫌ひ後世には遂に別に設けざるに至つた。

生員進士の試は元は太學々生を取る意味である。矢張り式年の前秋に京城並に地方に於て漢城試と鄉試を行ひ五經疑、四書疑二篇を製述せしめ合格者を翌式年春初京城に聚めて會試を行ひ生員進士各百人を取る。會試には生員には先づ小學と朱子家禮を講せしめ製述には經書疑二篇を作らしめる。進士には製作の手を離す。生員進士の資格を得た者の門地貴き子弟は成功館に入館して自由快活なる學生生活をなし二三年にして更に文科に應する。然らざる鄭州田舎の子弟は大抵は直に鷹官の運動をなすべく京に滞在して機門に出入し或に進士生員たる資格を得たるを以て満足して錦衣還郷して某生員某進士と尊稱せられて一生を送る。生員進士にして仕宦する者は俗に南行と稱し牧使に至りて此を普通とする。

李朝の科舉は式年の外臨時に色々ある。先づ國に慶事ある時に増廣科なるものを設けて式年同様の方法により由て文科と生員進士試を設ける。大增廣となると文科及第数を式年よりも七名増員の増廣は式年と同數である。生員進士は式年と同數である。次に別試と稱して特別に行ふ科舉がある。例へば世祖が十四年に溫陽に幸して別試を行つた如く我國の天皇の行幸に際して其の地方の前賢に敍位の御沙汰あるに似て居る。其他國王に特別な行動ありし場合に行ふ。別試の及第者数は臨時に仰出さるゝことになつて居る。是外大抵の臨時科舉の及第数も其時々に原旨に由りて定まる。

次に庭試と稱して儒生が數多集合せる場合に行ふ科舉がある。次に謁聖科と稱して國王成均館に幸して文廟に謁する場合に行ふ科舉がある。次に春塘臺試と稱して國王が昌慶宮の集春門から其の捨地に在る、成均館生を招集めて觀る春塘臺に出御して試みらるゝ科舉がある。

次に殿講と稱して毎年三月の十六日成均館の選拔儒生を殿前に集めて三經を講せしめて及第を賜ふ科舉がある。次に節日製と稱して毎年正月七日、三月三日、七月七日、九月九日に成均館に於て行ふ科舉がある。次に黃柑製と稱して毎年濟州島から柑橘を貢進せるとき之を成均館生に頒與し仍りて儒士を試むる科舉がある。是の他尚種々あるが何れも文科の初試に付か生員進士試だけを設けるものであるから省略する。斯の如く成均館在館生は毎年七八回の定期科舉に應するを得る。かる學實に勉強する館生は三年間には恐らく及第が出來たであらうと思はれる。又科舉に於て一般應科者より館生を優越せるは經國大典に同成績なれば館生の日數多き者を取る規定したるに明かである。況して館外者は館生より後に於て論考せらるゝは當然である。斯くて官界尚ほ公正を保ち成均館太學が人才養成の最高學府たる權威を有し其の待遇を受けた間に科舉も相當實力競争試験であり又成均館も盛でわかつたが李朝晩年政爭激甚にして官場腐敗し科場從て一種の滑稽劇に過ぎざるに至りて終に成均館亦衰ふるに至つた。されば後世の學校振興論者は皆成均館と科舉との關係を國初に返さねばならぬと主張したのである。前述柳謹溪の學制案も其の一である。

されば李朝國初の學制は士大夫の子弟は八九歳に及びて鄉庠即書室に入り訓語素讀を習ひ十五歳頃に鄉校四學に進み數年勉學の後適當の時期に生員進士の試に應じて成均館太學に陞り約三年にして乃ち文科に應し遂に登龍門の榮を獲るのである。されば李朝國初の太學生は高麗仁宗の太學三部制の如く其の原請を亂して必ず清門の子弟を入學せしめたものと思ふる。從て館生には特別任用の途も開けて居つて居館累年にして五十歳に滿つる者は其の毎月の學業成績に照して優等者は毎年擢舉して文科に應せしらず又襯合文科に及第せずとも館試漢城試に七度入格せる者は特に上申して敍用することになつて居る。

されば李朝學制に於ける、鄉校成功館は高麗制の其れと同じく生員進士の養成所、大科受験者の準備所と視做すべきである。然るに李朝中世に至るに及びて先づ鄉校が衰微した其は何故かと云ふに前に述べし如く鄉校の官制は大郡に從六品の教授一名正九品の訓導一名、小郡に僅に訓導を直ぐに過ぎない。斯く鄉校教官の位地が低きが爲に稍ぞ學力ある清門の人士にして甘んじて此に就職して安して諸生を教導するものが始ごない。爲に地方士班の子弟は鄉校に通學するも初、試小科に合格するに足る學力を養成することに頗る困難である。それよりは寧ろ高名なる先生の私塾に入るか將た山中靜かな庭に同學相切磋するに如かない。斯くて鄉校の學事南く衰微の速に向つた事は明宗四年己酉時の醴泉郡守李退溪貞が慶尚道觀察使沈通源に上りて順興に在る高麗の安珦の宅址書院に朝廷より額を賜はんことを勧めた文に明かである。其中に曰く。

洪萬見今之國學因爲士質士之所關也若夫郡縣之學則徒設文具教方大抵士友以之遊於鄉校爲耻其利弊之極無道以教之之可爲寒心。惟有一書院之教務則於今日則庶可以教學政之缺。學者有所依歸士風從而不變督俗日美而王化可成其於增治非小功也。

更に書院長の人選を附記して曰く。

自古接々故事。凡書院必有洞主或山長。爲之師。以掌其教。其教之一件大事。尤當二字行。但比須擇。於道產之士或間散之員而其人材德望實必有出類超群之聲。然爲二世師表者。乃可爲之。如不得其人。而枉屈其號。則與之教授訓導之不職者無異。有志之士必望々而去之。誠恐反有損於書院。豈是同様の感詞が宣祖君の儒宗李栗谷母の東湖房言に見れる。鄉校不振の原因の訓導其人を母さんにおさむを舉げて。

該教之師莫先於學校。今者以訓導爲至嚴之任。必得貢因無良者而授。其取先免。其既寒。爲訓導者。徒知教授。漁校生以自肥。以己大執知教誨之爲何事。如是而欲望作成人才。何異於緣木求魚。

と云つて居る。明宗宣祖初年は李朝極盛時代であつて文化其頂點に達したのである。然るに當時に在りて既に學校の教育は有名無實となつたり其の原因に教授訓導の待遇至嚴にして子弟訓誨教授の任に堪ぶる人を得る能はざりし爲である。李退溪の高調した鴻臚書院は言ふまでもなく支那の制に倣つたもので其の

理想とする所は宋の白鹿洞書院に在る。然し其の後朝鮮の各地に書院が起して始て郷として書院あらざることはなきに至つたが其等は附近儒生達の集會して時政の得失を横議し此に享祀する所謂先賢を祭る外には教育上殆ど貢獻する所がなかつた。されば李朝時代に至りて既に郷庠即寺小屋と太學との中間機關たる郷校は有名無實其の機能を失つたと見なければならぬ。

地方の郷校は學校としては機能を失つたが同其址内に建てられたる文廟の祭祀は依然廟宇の焚香春秋の擇寃とは盛大に行はれ單に儀式の機關として其の傳習を維持した。京城の四學は郷校に較べては遙に後世まで學校として存在した。

恐らく李太王の三十一年甲午に庶政大革新あり翌年に教育に關する勅諭を下して新教育の基を立てた時まで繼續したものであらう。

成均館太學は郷校四學の衰微に拘らず士流唯一の高等教育機關として昌むた併し館生は生員進士より取る云ふ國初の規定は廕行せられずして相當の年齢に達せる勢家士流の子弟は直ちに入館を許され入館中隨意生員進士の科舉に應するに至つた。六典には生員進士が二百の定員に滿たざる時には四學の生徒にして十五歳以上で小學三四書三詩、書、春秋、禮記、周易中の一經に通する者、大官の嫡子にして小學に通する者、曾て京鄉の生員進士試に合格せる者及び朝士の入館を願ふ者は入館を許すとある。成均館生徒の在館の年限に別に規定はないが式年文科の成均館に於て舉行せらるゝ所謂館試に應するには必ず在館三百

日以上なるを要する。外に成均館生徒のみに有る所の文科即詳製なるものがかつて在館五十日以上なれば之に應するを許すが併し詳製は元と及第員に定數なく或は一名居首者のみを取る場合もあつて到底一般館生の及第を希望せらるべき科舉ではない。依りて成均館在館年数は最短三百日約一箇年と觀るべきである。併し此期間に在りて前述種々の科舉に數次應するを得るから矢張館生は科舉に對し最便利にして又有利なる地位に置かれたのである。

宣祖朝以後東人西人の政争漸く熾烈となり壬辰役以來人心益々險惡となり老、少、商、北四邑の黨籍判然たるに至るや成均館は即政争の搖籃であつて四色の子弟は其日相集ありて齋中に割據し食堂の座席も黨籍に由りて四分するに至つた。孝宗は其の九年之を以て畢竟師長の兼督其の宜しきを得ざるに原りてなして大司成曹漢を記めて然し朝廷に於ける黨争が止まなければ成均館内朋黨の争も亦止むべき筈がない。朝廷に於ける政争の熾烈を加ふるに從て館内の黨争も熾烈を加へ英宗は爲に痛快して其の十八年春三月御筆を以て問而不比乃君子之公心、比而不周寃小人之私憲。と大書し之を右に刻して成均館泮水側に立てた。勿論才敎のあるべきではない。

尙世級益々降りて政治闘争し科舉の弊甚の極に達するに至りて漸く成均館は太學たる機能を失ひ遂に李朝末に於ては清顯門に屬する士類の子弟は之に入るを仄め多く鄭儒田士の子弟の京に來りて寄食する所もなき者が手蔓を求めて館生に入籍し齋に居りて空食する狀態なるに至つた。堂宇は堂々職員は高位の袖を列

と館内實に高麗の衰代太學草離たるは擇ふ所がない。

李朝科舉は政爭の進むに従て漸次勢力ある政黨の黨勢維持擴張の機關に供せられ他黨の秀才は終年科場に屈せられて及第の術なく全く情質場化して實力競争復た求むべからず人の知る如く四色の政争は同宗朝の儒臣宋允庭時烈が學力手腕兼備して時の考証を評合して所謂老論派を組織してより時に幾許か消長はあるが大體に於て老論派に敵する者なく老論に外戚を以て朝援を秉つたり外に正祖朝安東金氏が勢道たりしより優越的地位牢として抜けす以て國本に及ぶに是に於てか科學及第に老論派名門の壟斷に歸し僅に其の配當殘を以て同じく元に西人たる少論派の名門子弟に分與し元と東人たる南人少北二派は眞に所謂殘舊餘脈を残るに過ぎずされば老論派の子弟は苦心して勉學するの要なく漫落にして辭令に功なる社交術を學べば足り少論派の子弟は後以て暮に繼き學を道を文を學びて始めて或に立身するを得南北二派に至りては自首に主として苦學を重ね應科直通にして終に及第の達に入らす及第を以て天上の星を櫛るにち其較したて是の如くなれば成均館之科學には往年の關係を失へ如何に館に在りて研學し成績優秀なるも科學及第とは沒交渉である。則ち太學の意義漠然として空しく眞面目に此に在りて勉強する書生はなくなりたて是れ抑も浦溪等の學制案に於て太學より薦學生を出さんとする所以である。

案するに朝鮮の舊官制は内外の本官一品より九品まで文武兩班の定員約九百人である。木里冗官を置設したか千人を出すること多くはない。然るに科舉制に由ること三年に一度式年文科及第者三十二人生員、進士及第者三百人、外に雜科と稱して謀科十七人、醫科九人、陰陽科七人、律科九人、別に武科及第三十三人あり。臨時科舉に至るこ毎年數回行はれ毎回相當の及第者を取る。されば九百人官吏定員に対し有資格者の方より多く到底士流全部がたゞしく頗るを待ちて適當に官職の配當に預る事に行かない。必ず私情的縁故に依りて結託して貴賤を形作り其の裏閥力を以て官職を手に入るゝのみならず李朝の政治史が即ち事實であるに至りて太學の本來の意義も失はれて茲に前に郷校亡び今大學亡びて李朝教育機關は全滅するに至つたのである。

要するに朝鮮の學制は高麗以來至りて單純又單調であつて終始發達を見るに至らなかつた。是れ畢竟教育機關が教育の眞實値を理會し眞目的を達せんが爲の故に設立せられしより、科學及第者養成の機關として専ら施設せられたからである。而して科學の科目及程度に進歩がなければ學制の方も進歩する必要がない。又太學以外の途から有效に及第の目的を達すべき方法が生ずれば太學の真誠を見こに至るは當然である。又太學職員は正一品の知事より正三品の大司成從三品の司成に至るまで皆科舉及第者即通常の官吏であり正三位祭酒が獨り眞の學者を以て任する規定であるが奎湖五百年間特に教育家として名の傳はつた者は國初に於て三十年間も司成大司成を勤めた尹別潤軒の外には聞かぬ。奎湖も一時大司成となつたが暫時にて罷め成績の觀るべきものなかつた。畢竟教育制度が眞教育家の出づべき素地を有せざるが爲見なければならぬ。

式年雜科の應試者は其々の講習所に於て專門科傳習し亦定員を極めてある。譯官は京城の司譯院及び地方の外國語講習所に於て養成せらる。司譯院に於ては漢語學科三十人、蒙古語學科十人、女眞語學科二十人(滿洲語學科は明治滅亡後に新設され三十四人)、倭學科十五人の生徒を養成する。平壤、義州、黃州に於ては漢語學科生徒三十人を養成し義州に於ては又別に女眞語學科生徒五人を養生す。昌城に於ては女眞語學科生徒五人、北青に於ては同十人を養成す。慈山、尊濟、渭原、滿浦に於ては女眞語學科生徒各五人を養成す。

善浦釜山に於ては倭語學科生徒各十人を養成し善浦に於ては同科生徒六人濟州に於ては十五人巨濟に於ては五人を養成す。濟州に於ては外に又漢語學科生徒十五名を養成す。斯くの如き歴史を有するから朝鮮人は最近まで(恐らく現在の大半の者も)外國の學問と云へば即其國の語學であると信じて居つたのである。

醫學生徒は宮中侍醫局なる典醫局に於て五十人、廣慈院なる惠民院に於て三十人を養成する。外に各大都護府に於ては十四人、各都護府に於ては十二人、各郡に於ては十人、各縣に於ては八人を養成す。

觀象監に於ては天文學徒二十人、地理學徒十五人を養成し、刑曹に於ては憲學徒十五人を養成し、

刑曹に於ては律學徒四十人を養成し國書署に於ては書學徒十五人を養成し、昭格署に於ては道敎學生徒十人を養成する。是れ大都護府に於ては律學徒十四人を養成し都護府に於ては同學生徒十二人郡に於ては十人縣に於ては八人を養成する。

### 二二、甲午年以後ノ學制

李太王の三十一年(明治二十一年)甲午に朝鮮が首事日本の制度に倣ふて庶政を改革した年である。最先に是等雜科の科舉は式年の外臣庶科もあり生員達十科同様に初試と複試の二段を設ける。但し是等舊學以外の諸學生徒たる者は主として斯業を研鑽する中人階級より取り士流に志望せなかつたので毎回科舉應試者も生員進士科、文科の如き巨額數には至らなかつたのである。

### 二三、甲午年以後ノ學制

李太王の三十二年(明治二十一年)甲午に朝鮮が首事日本の制度に倣ふて庶政を改革した年である。最先に科舉を廢止し翌年教育勅語を發布し新學制を施行し京城に官立の師範學校、中學校、日語、英語、獨語、佛語、國語、漢語の外國語學校、醫學校、農商工學校、高等小學校、小學校を立て重なる地方に小學校を立てたが單に日本の制度を移したのみで當時の時勢民度に適合しないから一向微々として振はず。

兩班の子弟は其の時々京城の外交界に羽振の善い團の外國語學校に入學して其の公使館員領事館員と交際せんとする外他の官立學校には入學するを立派でない。科舉廢せられたから成力館は存在するが文廟祭祀と貧寒な郷儒の奉食所となつた。科舉のありし當時は尙形式的でなく及第に由て文官資格を與へられたが科舉廢せられてからは勢家名門の子弟は何等の閥門を透過し何等の資格を有するを要せ才任官するを得ない場は層一層實情界たるに至つた。

斯くて混沌たる情況繼續すること十年明治三十八年統監府設置せられ日本との學政顧問置かるゝに至つて始めて朝鮮教育が新しさ發達の軌道に進み入つたのである。